平成２１年（フ）第５７０号
和歌山県紀の川市下井阪156番地
債務者　平谷　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２１年（フ）第５７６号
和歌山県橋本市高野口町小田691番地の８
債務者　新田　康教
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２１年（フ）第５７７号
和歌山県岩出市水栖496　グリーンハイツ幸210、住民票上の住所和歌山県紀の川市西大井48番地１
債務者　京谷　昭雄
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２１年（フ）第５７９号
和歌山県有田郡湯浅町大字山田1917番地１
債務者　信定　奈生（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２１年（フ）第４１４号
神奈川県相模原市相模台団地３番７―106号
債務者　西澤　正英
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部
平成２１年（フ）第４１６号
神奈川県相模原市相模台団地７番３―101号
債務者　一居　昌子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部
平成２１年（フ）第４２２号
神奈川県相模原市水郷田名１丁目６番８号
債務者　尾形眞由美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部
平成２１年（フ）第４２３号
神奈川県相模原市松が枝町８番２号　松陽ハイツＡ―203
債務者　橘　　宏昭
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部
平成２１年（フ）第４４１号
神奈川県相模原市新磯野３丁目32番12号　シャムロックⅡ―103号
債務者　山本　裕康
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部
平成２１年（フ）第４５５号
神奈川県相模原市相模湖町若柳639番地２　強矢ハイツ106号
債務者　田中　正登
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部
平成２１年（フ）第６６８号
愛知県刈谷市泉田町絵下城230番地　セレーネ富士202号
債務者　山田　利夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２１年（フ）第６７０号
愛知県岡崎市竜美中１丁目３番地三菱社宅Ｅ―201
債務者　石丸　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２１年（フ）第６６１号
岡山市中区網浜827―１市営住宅Ｄ―21―３、住民票上の住所岡山県赤磐市桜が丘東３丁目３番地121
債務者　河本　啓子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第２２７１号
横浜市西区南浅間町８番地の５
債務者　湊　　敏明
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第３３８号
神奈川県相模原市津久井町三ケ木1403番地４
債務者　横内　　清（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部